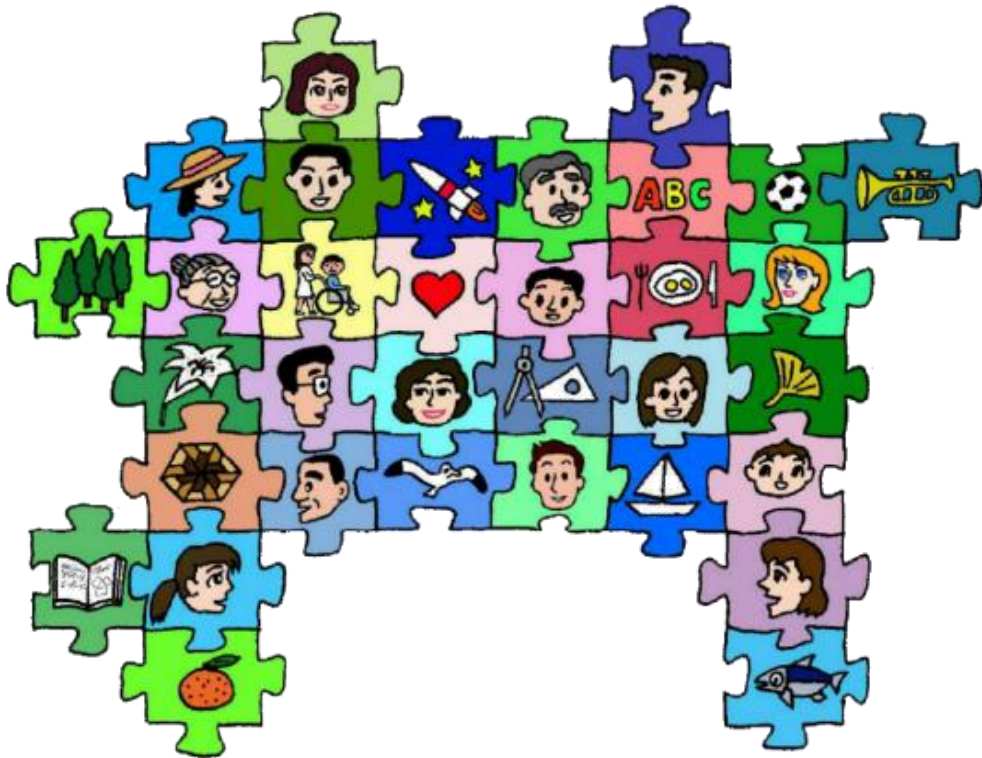


～ 多文化共生社会をめざして ～



令和7年3月
神奈川県教育委員会

目次

はじめに

p. 1

I 出会い～学校生活が始まるまで

p. 2～7

- 1 外国につながるのある児童・生徒への支援の見通しをもちたい！ p. 2
- 2 入学、転・編入学の情報が入ったら？ p. 3
- 3 はじめての出会いから、支援はスタートしています p. 4
〔参考〕『ようこそ かながわの小（中）学校へ』 p. 5
- 4 チーム支援に必須のアイテム … 「個別支援シート」 p. 6
- 5 「特別の教育課程」は、なぜ必要なの？ p. 7

II 学校生活における支援

p. 8～11

- 6 教室での生活が始まる前にしておきたいこと p. 8
- 7 いよいよ教室での生活が始まります p. 9
- 8 「ともに生きる」学級づくり p. 10
- 9 学校生活の中で、配慮すべきことは？ p. 11

III 日本語指導と教科指導

p. 12～16

- 10 日本語指導を行う上で、知っておきたい知識 p. 12
- 11 日本語指導はいつ、どこで、誰が、どうやって行うの？ p. 13
- 12 日本語指導のプログラム（文部科学省） p. 14
- 13 日本語の理解の目安は？ p. 15
- 14 教科指導にも多くの配慮が必要です！ p. 16

IV 家庭との連携

p. 17～18

- 15 保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫 p. 17
- 16 保護者の困難さに寄り添うために p. 18

V 異文化の理解と尊重 ～共生社会を目指して～

p. 19～21

- 17 外国につながるのある児童・生徒が抱える悩み p. 19
- 18 外国につながりがあることの「強み」と「可能性」 p. 20
- 19 異文化・他者を尊重し、「ともに生きる」社会へ p. 21

VI キャリア教育、進学・進路について

p. 22～24

- 20 社会の中で自分らしく生きていくために p. 22
- 21 中学卒業後の具体的な進路について p. 23
- 22 就学・受入について（市町村教育委員会・校長向け） p. 24

VII 外部の支援を最大限活用しましょう！

p. 25～29

- 23 支援してくれる団体は県内にたくさんあります！ p. 25
- 24 インターネットからも多くの情報が得られます！ p. 26
- 25 参考文献 p. 29

【付録】 国の動き

p. 30

【別冊】 追補版 実践事例

はじめに

これからの学校には、（中略）一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

「小（中）学校学習指導要領（平成29年告示）」の前文より

神奈川県教育委員会では、外国につながるのある児童・生徒を取り巻く教育課題への対応の一助とするために、「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」を作成・配付し、県内の各小・中学校における活用を図ってきました。

手引き作成後も、外国につながるのある児童・生徒の増加傾向は続いています。この状況を踏まえ、国からは、外国につながるのある児童・生徒を対象とした重要な制度改正や様々な施策が打ち出されています。（30 ページ【付録】を参照）さらに、令和6年6月に出入国管理及び難民認定法が改正（令和6年6月施行）されたことによる、外国の方の新たな受入れに伴い、各学校では、ますます外国につながるのある児童・生徒への対応の充実が必要となっています。そのため県教育委員会では、この度、この手引きを改訂することとしました。

この手引きは、外国につながるのある児童・生徒に直接関わる機会の多い、国際教室の担当教員や学級担任等に活用していただくだけでなく、管理職や日本語指導に関わる支援員等を含む、全教職員に読んでいただくことを想定しています。それは、外国につながるのある児童・生徒への支援は、一部の教員の尽力に委ねられるべきものではなく、学校として組織的・計画的に実施するものであるからです。

また、この手引きでは、外国につながるのある児童・生徒が抱える様々な困難への支援という視点に加え、複数の文化的背景を持つという「強み」を活かすという視点を持つことの大切さについても記載しています。全ての児童・生徒ができるだけともに過ごし、ともに学ぶ中で、お互いを尊重し、多様な文化を受け入れ、その個性に学び、「ともに生きる」社会の担い手となっていくことを願っています。

手引きの改訂に当たっては、これまで、外国につながるのある児童・生徒やその保護者を支え続けてこられた、県内の各支援団体の方々にも、多くの助言や示唆をいただきました。子どもの成長は、家庭や学校だけでなく、社会全体で担っていくものであると実感し、「社会に開かれた教育課程」の意味や重要性を改めて考える機会ともなりました。

さらに、今回の改訂にあたって、各学校における取組に生かしていただけるよう、県内公立学校における実践事例を追補版として作成しました。今後も、県教育委員会指導主事等が学校に伺い、効果的な取組を掲載し、周知してまいります。

結びに、この手引きを読み進めていただくと、記載されている多くの内容が、外国につながるのある児童・生徒だけでなく、全ての児童・生徒にもあてはまる内容であると感じていただけるのではないかと考えています。この手引きの活用が、各学校において「教育とは何か」「学びとは何か」などについて、教職員の皆さんが考え、議論し、再確認する、一つの契機となれば幸いです。

令和7年3月

神奈川県教育委員会教育局支援部
子ども教育支援課長

I 出会い ～ 学校生活が始まるまで

1 外国につながる児童・生徒への支援の見通しをもちたい！

以下は、日本語を全く話せない児童・生徒が、安心して学校生活を送ることができるようになるために考えられる、必要な支援の段階や流れを例示したものです。児童・生徒によって状況は様々異なりますが、見通しを持った支援をするために、参考にしてください。

受入期
(p.3
～
p.7
参照)

【出会い】

- 安心・信頼関係づくり
- 情報収集と整理
- 日本の学校生活の説明
- 諸手続き



【受入れ準備】

- 家庭での支援
- 学校の支援体制・支援計画・諸準備
- 教育委員会の支援体制・助言
- 関係機関等との連携（プレクラス等）

○今後の支援の全体を通して重要になります。丁寧な検討・準備をしましょう。

第1期
(p.8
～
p.15
参照)

全ての段階を通つて、「支援シート」(P.6)を活用

【目標】 支援を受けつつ、学校生活を開始することができる

〔言語面〕 ○サバイバル日本語（自己紹介・挨拶・生活必需言語）
※p.14 参照

○ひらがな、カタカナ、数字の読み書き

〔生活面〕 ○安全な登下校
○教室での学校生活
○先生・友達との触れ合い

〔学習面〕 ○サバイバル日本語、初級日本語の学習が中心
○芸術・体験的な授業への参加

○母語協力者の支援が最も効果的な時期
○集中的な個別支援も有効

○学級の受入環境・雰囲気大切
○用語対訳表・翻訳アプリが有効

○英語、算数・数学等は理解できる場合もある。

第2期
(p.16
参照)

【目標】 学校生活に慣れ、授業に参加できる

〔言語面〕 ○学校生活で使用する生活言語
○授業で使用する指示語
○漢字の読み書き

〔生活面〕 ○先生・友達とのコミュニケーション
○自然な学校生活

〔学習面〕 ○全教科の授業に参加
○個別学習による補習

○友人関係のトラブルやいじめ等が起きやすい時期であり、きめ細かな支援が必要。
○笑顔で過ごしていても、悩み等を抱えていることが多い。母語協力者による相談支援が効果的な場合もある。

○ユニバーサルデザイン・JSLカリキュラムの考え方に基づく授業の実践

第3期
(p.19
～
p.20
参照)

【目標】 学校生活の中で自分らしさを発揮し、授業の内容を理解できる

〔言語面〕 ○学校生活で使用する学習言語

〔生活面〕 ○先生・友達との日常会話
○自分らしさを発揮

〔学習面〕 ○全教科の授業を理解

○頻度の高い語彙を使い日常生活をスムーズに行っているが、学習言語を含め、日本語の語彙が不足しているために、学習内容を理解できていない場合が多く、丁寧な見取りが必要。

2 入学、転・編入学の情報が入ったら？

☆まずは情報を整理しましょう

最初の情報は、教育委員会、幼稚園・保育園等、小学校、転校前の学校等から連絡がある場合、保護者、支援者から直接連絡がある場合、就学時健康診断・入学説明会で学校が把握する場合など様々です。

いずれの場合にも、まず可能な限り情報を収集し、整理する必要があります。

○児童・生徒の年齢と性別 ○氏名 ○連絡先 ○国籍及びこれまでの滞在国等 ○家庭内言語
○日本語の理解度（保護者・本人） ○通訳の必要性の有無 等

☆教育委員会と情報共有し、連携を図ります

情報を入手したら、教育委員会と次のような点について連携を図ります。

○学籍等の手続きに関して

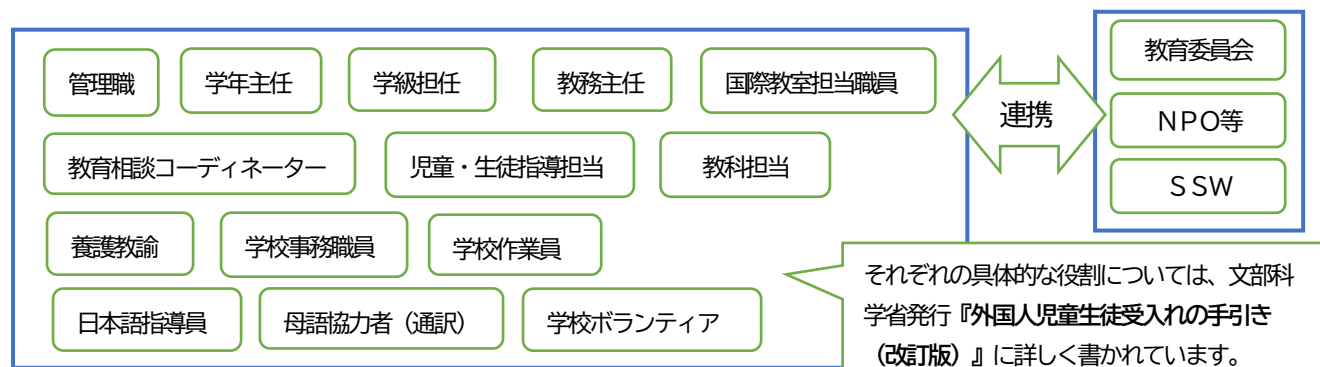
○教育委員会による支援内容の確認

（通訳や母語協力者・日本語指導員等の派遣、助言・情報提供、他）

学級担任や国際教室担当、日本語支援員等に任せきりにするのではなく、学校全体で支援することが大切です。

☆学校全体及び関係機関等との連携によるサポート体制を確認します

校長のリーダーシップの下、学校全体の支援体制を整え、それぞれの役割と連携について確認します。



☆転・編入学の場合は、面談の日程を決め、保護者に連絡します

○日時・場所をはっきり、正確に紙面で確認しましょう。

○通訳の要・不要を確認しましょう。

☆面談に必要な事前準備をします

- 通訳者の手配（知人・教育委員会・NPO等）
- 既に母語に翻訳されている資料の準備
- 視覚に訴える資料（写真、動画）や実物を用意
- ICT（翻訳機器や翻訳サイト等）の活用

はじめて日本の学校に通う外国人の保護者向け資料

◇「ようこそかながわの小(中)学校へ」(p.5 参照)

6言語に対応。[ABCジャパン作成]

<https://www.abcjapan.org/open-data-library/>

◇「ようこそ横浜の学校へ」(p.29 参照)

7言語に対応。[横浜市教育委員会作成]

◇「外国人保護者・児童のための小学校で楽しく、安全に学ぶための10のポイント」(p.29 参照)

6言語に対応。[公益財団法人 かながわ国際交流財団作成]

◇「外国人保護者・児童のための中学校生活を充実させる10のポイント」(p.29 参照)

9言語に対応。[公益財団法人 かながわ国際交流財団作成]

※上記以外でも、市町村で作成したもの等があれば積極的に活用してください。

3 はじめての出会いから、支援はスタートしています

☆小・中学校への入学
就学時健康診断・入学説明会等

☆転・編入学
転・編入学時の学校での面談等

☆児童・生徒も保護者も、不安で一杯。温かい雰囲気迎えましょう！

何もかも初めての日本の学校。児童・生徒も保護者も不安で一杯です。対応する職員の第一印象が決め手です。言葉は通じなくても、笑顔は世界共通です。不安が和らぎ、学校生活への期待が高まるように、温かい雰囲気迎えましょう。

☆意思の疎通を図るために

- 『やさしい日本語』で説明しましょう。
- 紙面では特に重要なところを強調します。
(マーク、シール、アンダーライン等)

『やさしい日本語』とは？

—外国人にも分かりやすい日本語のことです。

【例】×「入学の際には必要な用品を購入し、準備していただきます。」

- 「がっこうにいくために、いるものがあります。
(具体物を見せながら) これをかいます。○○でうっています。
がっこうにいくときに、それをもっていきます。」

☞ ワンポイントアドバイス…1文は短く。1文に1情報。

☆可能な限り情報を収集しましょう

保護者と直接話ができる、貴重なチャンスです。普段、連絡が取りづらい保護者もいます。後で確認しようと思っても、なかなか連絡がつかないこともあります。できるだけ詳しい情報を聞いておきましょう。

- 氏名(本名) ○生年月日 ○国籍 ○家族構成 ○同居人 ○来日の目的と今後の予定
- 生育歴(滞在国と滞在期間、学校に通った期間等) ○来日(帰国) 年月日、在留期間
- 在留資格等 ○家庭内言語 ○日本語の理解度(保護者・本人) ○学校での呼び名
- 連絡先(緊急連絡先として複数あるとよい。保護者の携帯電話、メールアドレス、職場の電話等)
- 日本語が通じる親戚・知人等の有無(その人の連絡先、通訳してもらえる可能性)
- 健康上の留意事項(含アレルギー等) ○宗教に関する留意点 等

高校入試の際
に確認が必要

本名を大切にしたい旨を伝えつつも、保護者と本人の意向を尊重して、柔軟な対応を！

※詳細は「4 チーム支援に必須のアイテム」(p.6)を参照してください。

☆学校生活や支援について、分かりやすく説明しましょう

- 班での登下校、給食、清掃、部活動など、日本特有の学校文化については、特に説明が必要です。実物、映像、説明用冊子等を活用しましょう。(参考 p.3 記載の各資料)
- 学校のきまりについて、保護者に丁寧に説明をしますが、個別の配慮については、学校として可能な限り対応してください。保護者・本人とよく確認することが大切です。
- 本人に対して個別の支援策等について、丁寧に説明することで、学校への信頼が高まります。
- 時間があれば教室・トイレ・保健室等、校内を案内しましょう。本人・保護者の安心感が高まります。

☆入学式(学校生活開始)までに準備するもの

- 具体的に、どこの店で購入できるのか、おおよその金額等も伝えましょう。
- 日本では当たり前のもので、外国にないものもたくさんあります。一つひとつ確認が必要です。
- ランドセルや制服等については、貸与や代替物の利用など状況に即した対応が必要な場合もあります。
- 必要経費や集金方法(現金集金、口座振替等)、就学援助制度等の説明も必須です。

【参考】『ようこそ かながわの小学校へ』【小学校用ガイドブック】（6カ国語対応）

https://www.abcjapan.org/primary_school/

しょうがっこう にち ないよう 5. 小学校の1日②(内容)

●登下校

- 子どもが学校へ行く道は、学校が決めます(「通学路」といいます)。
- 安全のために、子どもは必ず通学路を歩いて学校へ行きます。
- 通学路ではない道を通って登下校し、事故にあった場合は、保険(→p.9)の対象とならないことがあります。
- 学校へグループで行くことがあります(「登校班」といいます)。

集まる時間や場所が決まっているので、確認してください。

●給食

- お昼に給食が出ます。教室でみんなと一緒に食べます。
- 準備と片づけは給食当番の子どもが順番でします。当番はマスクと学校にある白衣を使います。
- 白衣は当番が全曜日に家に持ち帰って洗濯し、アイロンをかけて月曜日に必ず持っていきます。

★夏休みや冬休み、春休みなどの前後は授業が午前中で終わるので、給食はありません。

月間予定表などで確認してください。

アレルギー・宗教などで、食べられないものがあるときは、学校に相談してください。

●お弁当

- 運動会や遠足などの日には、お弁当と水とうを持っていきます。
- 朝作ったものを昼に食べるので、汁気の少ないものや、腐りにくいものを用意してください。
- お弁当を用意するのが大変なときは、買ったものを弁当箱に詰めるだけでも大丈夫です。
- 水とうの中身は水かお茶など決められている場合があります。

担任の先生に確認してください。

●そうじ

- 子どもたちは、毎日学校の中をそうじします。
- グループに分かれて、教室や廊下や階段などをきれいにします。
- 自分たちが使う場所を、みんなが協力してきれいにすることも、大切な教育活動のひとつです。
- 各学期の終わりには大そうじがあります。いつも以上に学校の中をきれいにします。

にゅうがく じゅんび 7. 入学の準備

●持ち物

- 持ち物すべてに学年、組、名前を油性ペン(消えないペン)ではっきり書いてください。
- 子どもにもわかるように、ひらがなで書きましょう。
- 鉛筆1本1本にも名前を書くようにしましょう。

★学校によってちがうものもあるので、担任の先生に確認しましょう。

★学年や学期の途中から学校に入る場合、何を買わなければならないか、先生に聞いてください。

●いつも使うもの

ランドセル	筆箱	鉛筆(8か28)5本、赤鉛筆	鉛筆ケース
消しゴム	名前ペン	連絡帳、連絡袋	下敷き
上ばき、上ばき袋	給食袋、ナフキン	マスク	お道具箱
のり	はさみ	色鉛筆かクレヨン	セロテープ
防災ずきん	ぞうきん、せんたくバサミ	水筒	手提げかばん

【参考】『ようこそ かながわの中学校へ』【中学校用ガイドブック】（6カ国語対応）

https://www.abcjapan.org/junior_high_school/

ぶかつどう いいんかい 5. 部活動・委員会

●部活動(部活)

- 中学校には部活動があります。
- 部活動は、基本的にやりたい人が入ります。ただし、全員参加をすすめている学校もあります。
- 生徒は興味のある部に入り、授業前や放課後、学校が休みの日に活動します。
- それぞれの部活動のルールや活動する日、必要なお金などを確認し、家の人と相談してから、入部を決めましょう。

【活動日】ふつうは月曜日から金曜日の放課後に活動します。朝授業の始まる前や土日に活動したり、夏休み中に合宿や大会に参加したりする部もあります。

【必要なお金】ユニフォームや道具を買ったり、部費を払ったりすることもあります。また、大会に行くための交通費や昼食代がかかることもあります。

●部活動の例(学校によってちがいます。先生に確認してください)

運動部	サッカー部	野球部	陸上部	バスケットボール部
バレーボール部	テニス部	卓球部	バドミントン部	
水泳部	体操部	柔道部	剣道部	など
文化部	美術部	吹奏楽部	合唱部	科学部
演劇部	書道部	園芸部	囲碁部	将棋部
パソコン部	茶道部	ギター部	イラスト部	など

●委員会活動

- 生徒たちが責任をもって学校づくりの役割をもち、よりよい学校生活のために活動します。

●委員会の例(学校によってちがいます。先生に確認してください)

図書委員会：本の整理や管理などをします。

放送委員会：昼休みやイベントのときの放送をします。

保健委員会：生徒の健康と安全を守るための活動をします。

体育委員会：体育祭の準備などをします。 など

にほんの がっこう 10. 日本の学校のルール

●学校のきまり

- 髪の色を染めたり、アクセサリーや化粧をしてはいけません。
- 学校にお菓子やゲーム、マンガや雑誌など、勉強に関係のないものを持って行ったりしてはいけません。
- 制服や決められた体着を着る学校が多いです。
- 学校のきまり(校則)は、かならず守りましょう。
- ★中学校にはたくさん校則があります。先生に聞いてください。

●日本の学校の習慣

- 学校に着いたら、くつをぬいで玄関に入れて、上ばきをします。
- 体育のときは、体着や水着に着替えします。

●日本の学校で学ぶこと

- 日本の学校では、国語や数学、理科だけでなく、音楽、体育、美術なども大切な教科です。
- また、体育祭や修学旅行などの行事も、同じように大事な勉強です。

●そうじ

- 自分たちが使う場所を、みんなが協力してきれいにすることも、大切な活動のひとつです。
- 当番を決めて、みんなが順番で、床をぞうきんでふいたり、ほうきではいたりします。トイレそうじもします。

●時間を守る

- 日本の社会では、時間を守ることをとても大切にします。だから学校でもすごく大切にしています。
- 遅刻しないように気をつけましょう。
- もし遅れそうなときは、必ず学校に連絡しましょう。

●宗教について

日本の中学校では、みんなが同じものを一緒に食べたり、決められた体着を着たりすることがあります。宗教が理由で、食べ物や服装などに心配なことがあるときは、先生に相談してください。

(→p.15)

9

☆個別の「支援シート」の作成・活用は、児童・生徒理解の第一歩！

- 個別の「支援シート」は、「成長の過程をたどるライフステージに沿った所属機関における支援」と、「教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関の連携による支援」の縦・横二つの軸で、支援の内容や各機関の役割などが記載されている、連携のためのツールです。
- 教育委員会からの情報、面接時に確認した配慮すべき事項、児童・生徒の背景等を、個別の「支援シート」に記入し、学校職員全体で共有できるようにします。
- 個別の「支援シート」には必要に応じて情報を加筆していきます。ある程度、児童・生徒が学校に馴染み、職員の共通理解が図れてきたとしても、次の新たな教職員が児童・生徒を理解できるよう継続して使用します。進学や転校時に次の学校に引き継ぐ際にも活用できます。
- 個人情報の取り扱いについては、保護者の了解が必要です。
- 個別の「支援シート」は文部科学省の他、市町村でひな形を作成している場合もあります。市町村教育委員会と相談し、どの形式にするか学校で決定します。

〔個別の「支援シート」の例〕

本県では、障害の有無や日本語指導を必要とするか否かを問わず、全ての支援を必要とする児童・生徒に対して、個別の「支援シート」を作成することを提案しています。「支援シート」についての詳しい説明や書式等については、神奈川県立総合教育センターのWebサイトを参照してください。

支援シート 1 これまでの支援これからの支援 (記入のガイド例)			
ふりがな 氏名	所属機関	記入日	相談メンバー
		0	

※記入人数は1000円までは

	項 目	内 容
これまでの支援	所属機関	※本人・保護者から聞き取り相談する内容にここに記入する (例) どんな学習をして何が得意になりましたか どのような学習の方法がよかったですか 学んだことで家庭生活や地域生活で活用されていることは何ですか
	家庭生活	(例) 家族ではどんなふうに過ごしていますか 何か困っていることはありますか 家を出るようになったことは何ですか
	余暇・地域生活	(例) 休日はどんなふうに過ごしていますか 何か興っていることはありますか 地元のひとにどんな協力もしてもらっていますか
	健康・安全・相談	(例) 病弱や衣食生活について悩んでいたことは何ですか 警察や消防などから来たように感じたこと、不安なことは何ですか 何か困ったときの相談相手は誰ですか
これからの支援	※子どもに応じた項目を記入する	(例) 今まで一番成長があったことは何ですか これから頑張りたいことは何ですか 次のステップは何ですか 「こうしてほしい」と思うことは何ですか

	これからの方針	
これからの支援	所属機関 (例) 何を一番大切にしていきたいですか どんな人とのネットワークを築きたいですか	
	家庭生活	(例) 今後どんなことに取り組んでいきたいですか そのために必要な支援は何ですか
	余暇・地域生活	
	健康・安全・相談	

※神奈川県教育委員会「支障が必要な子どものための「個別」の支援計画」～「支援シート」を活用した「関係者の連携」の推進～(2017版) 平成27年度より開発された。特別支援学級数校と普通学級を基に作成

記入例		関係機関と連携した小学4年生のケース			
支援シートⅡ		支援の内容と役割分担			
子どもの氏名	Ａさん	所属機関	〇〇小学校 (4年生)		
記入日	年 5 月 29 日	担当が	〇学級担任 事務係 〇この日の教室担任 〇特別支援学級の支援員 〇保護者 〇母		
見直し日	年 11 月 29 日	担当が	〇学級担任 事務係 〇この日の教室担任 〇特別支援学級の支援員 〇保護者 〇母		
関係機関への記入方法と記入例					
添 削 ニーズ	〇各自計画に添いた。 〇時間や学習のやりかたなどとのやり取りも必要。				
項目	どこで 機関	だれが 担当者	どんなことを 実施の予定	見直し 予定日	見直し 評価
学級担任 関係機関	〇〇小学校	担任	〇コミュニケーション手段として手引カードを作成 〇このカードを学習定着させるための手帳を作成	11/29	〇見直し評価の観点から 〇「成長度」の今後の 数値評価について
	〇〇小学校 〇この学校	〇この日の教室 担任	〇コミュニケーション支援の相談 〇「コミュニケーション」の支援		
支援機関 家族	ハハスズ	担任：ハハス	〇「月・水・金」による手帳の作成	11/29	〇今後の支援につ いて
	父 兄	月 祝	〇週末のボランティアの活動 〇子どもの自立の目標達成への確認		
家族 地域関係 生活	作業療法士 リハビリ ××特別支援 学校	〇〇さん 〇〇さん 担任と連携 支援員とコーディネ ーター	〇毎月一度、金にヘルパーと参加 〇2人、4人で授業に一緒に参加 〇数回ごとに「さー、おたのしみな うに」確認しよう。	11/29	〇「成長度」や今後の 数値評価について
	〇〇小学校	支援員	〇生活状況や成長のチェック	11/29	〇「成長度」や今後の 数値評価について
指導者 関係機関 学校	〇〇小学校	支援員	〇この日の教室担任と支援員の共有を 行う。		

※新潟県教育委員会 支援が必要な子どもたちのための「個別の支援計画」～「支援シート」を活用した「関係者の連携」の推進（2017年度）
 ※平成17年度文部科学省委託 特別支援教育推進型事業室を通じて作成

2

県立総合教育センター『支援を必要とする児童・生徒の教育のために（令和2年3月改訂）』

https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/202103_shienwohituyoutosuru.pdf

5 「特別の教育課程」は、なぜ必要なの？

☆「特別の教育課程」とは？

○ここでいう「特別の教育課程」とは、「日本語指導の必要な児童・生徒に対し、教員免許を有する教員が、単独で、または指導補助者（日本語指導員、母語協力者等）と協力して、原則として在籍する学校の別室において、個別の指導を計画的に行うもの」※です。

※平成26年1月14日付け文科省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」を参考に、県教育委員会が要約。

○児童・生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるよう、学校で個別の指導計画を作成し、学習の評価を行います。授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とします。

○「特別の教育課程」を編成・実施する場合は、学校はその計画及び実績を教育委員会に提出します。

☆「特別の教育課程」による計画的・組織的・継続的な支援を

○児童・生徒の状態や学習の進捗状況によっては、明確な指導計画が立てづらい場合もあります。しかし、指導計画を関係者で共有せず、指導に当たる担当教員や指導補助者のそれぞれの判断で進めてしまうと、指導者が変わった途端に指導方法が大きく変わるなど、学校全体として組織的・継続的な支援が維持できなくなってしまう恐れもあります。学校として『特別の教育課程』を実施することで、一人ひとりに応じたよりきめ細かな指導を、計画的・組織的・継続的に行うことができます。なお、児童・生徒の状態や学習の進捗状況に併せ、当初の計画を見直すなど柔軟な対応も必要です。※『小（中）学校学習指導

要領 総則 「第4 児童（生徒）の発達の支援」参照

【相模原市の例】

様式① 個別指導の計画及び指導記録														
児童・生徒の状況		個別指導の計画および指導記録												
児童・生徒の状況	フリガナ													
	氏名													
	通称名	学校で使用する名前												
	学年	学年	指導時間	週・月・他（ ）単位時間										
指導者	指導者	日本語指導員・母語協力者 指導開始日～終了日 年 月 日～ 年 月 日												
	日本語の能力	1:全く分からない(不十分) 2:日常会話ができる 3:在学級の授業に参加できる ＜ 話 す ＞ ＜ 読 む ＞ ＜ 書 く ＞ ＜ 聴 く ＞												
	指導目標													
	指導計画	①サバイバル日本語 初期指導 ②日本語基礎 技能別日本語 ③教科につながる学習 教科の補習 1学期 2学期 3学期 指導内容 1学期 2学期 3学期												
学習状況・評価	評価	A:習熟している B:習熟見込み C:継続 ＜ 話 す ＞ ＜ 読 む ＞ ＜ 書 く ＞ ＜ 聴 く ＞ 指導の段階 評価 指導の段階 評価 指導の段階 評価 指導の段階 評価 1学期 記入日 月 日 【所見】 2学期 記入日 月 日 【所見】 3学期 記入日 月 日 【所見】												
	個別指導時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

【厚木市の例】

（様式2）														
令和元年度 特別の教育課程編成・実施報告														
学校名 _____ 学校長 _____ 提出日 _____														
指導内容：①サバイバル日本語、②日本語基礎、③技能別日本語、④日本語と教科の統合学習、⑤教科の補習														
No.	学年	児童生徒氏名	学習段階	①	②	③	④	⑤	その他	指導時間	指導形態	指導者		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
【備考欄】														

Ⅱ 学校生活における支援

6 教室での生活が始まる前にしておきたいこと

☆クラスで、温かい受入れの雰囲気をつくる

○転入生の不安と戸惑い等について、クラスの児童・生徒が理解しておくことが温かい受入れの第一歩です。また、クラスの児童・生徒も、どう接していいかわからず、戸惑うことも予想されます。あらかじめクラスの児童・生徒に伝えておきたいことを整理しておきましょう。

- ・日本語が話せない（言葉が通じない）ということの困難さ
- ・日本の学校の様子が分からない（給食も、掃除も知らない）ことへの戸惑い
- ・文化が違うということ
- ・当該国の文化のうち、クラスの児童・生徒が知っておいた方がいいこと
- ・国名、氏名（学校での呼び名）
- ・児童・生徒同士のコミュニケーション手段
- ・本人、クラスの児童・生徒が困ったときの対応方法（教職員への報告）など

参考

📖 チェック 当該国の教育制度や学校文化についての参考情報

JICA横浜『外国につながる児童の教育に携わるみなさまへのお役立ち情報』
11 各国の教育制度・学校文化ガイド集を取りまとめました』

<https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2024/151602152322.html>



☆「みんなと違うこと」は「素敵な個性」なんだ！

○外国につながる児童・生徒に特別な配慮や支援をすることを、クラスの児童・生徒が「特別扱い」ととらえてしまうことも考えられます。文化や習慣の違いなどを教えるとともに、異文化や個性を尊重することの大切さも伝えていきます。

○外国につながる児童・生徒がクラスにいることは、他の児童・生徒にとって異文化理解の機会となるだけでなく、その児童・生徒の困難さや戸惑いに対して、クラスの児童・生徒が一緒に考えていくことで、優しさや思いやりを育む機会にもなります。

○クラスの児童・生徒による支援や声掛けは、教員が依頼して行うのではなく、児童・生徒が自発的に行うことが望ましい姿です。「助けてあげる」という意識ではなく、児童・生徒同士が対等な立場で助け合えるような「ともに生きる」という感覚を児童・生徒に育み、クラス全体の雰囲気づくりに心掛けたいものです。

📖 チェック

同じ学校に転入生と同じ母語を話せる児童・生徒がいた場合、学校生活のサポートや通訳をしてもらうことがあります。

◇当初は、やりがいを感じてサポートしていたが、やがて負担に感じるようになる。

◇二人の関係が、対等の関係ではなくなってくる。

◇他の日本人の児童・生徒と触れ合う機会が減ってしまう。

◇関係が近すぎることで、人間関係が悪化する。

◇通訳をすることで、自分の学習の機会を失うことになる可能性がある。

などの懸念があることに十分配慮し、慎重に見守る必要があります。

7 いよいよ教室での生活が始まります

☆最初はゆっくりとしたペースで！（必要に応じて個別の配慮を）

- 「すぐにクラスの友だちに会いたい」「初日から教室で勉強したい」と新しい学校生活に期待をもっている、初めての日本の学校生活は児童・生徒にとって相当な負担であることが考えられます。登校初日からの数日間は、半日程度の慣らし登校をするなど、はじめはゆっくりとしたペースで学校生活に馴染めるような配慮が必要です。

【初日における、個別の配慮 例】

- ・別室で、関係職員との挨拶及び初日の流れの説明
- ・職員室で全職員への紹介
- ・学校案内（教室、くつ箱、ロッカー、トイレ、水道場、職員室、保健室など）

※くつ箱やロッカーに分かりやすくシールなどを貼っておくことも有効です。

※トイレについては、必要に応じて使い方を教えます。

- ・廊下から教室の様子を覗いて、雰囲気を読む等、不安の軽減を図ります。
- ・翌日の予定、持ち物、登校時間、下校時間等を確認し、下校します。

※通学班による登校開始前に、班長や通学班担当保護者との顔合わせができるとなお良いでしょう。

- 「トイレに行きたい」、「のどが渇いた」、「お腹が痛い」等、最低限必要な情報（サバイバル日本語）を児童・生徒が教職員に知らせることができるよう、コミュニケーションカードの準備や特別プログラムの中での学習など、工夫が必要です。
- 学級担任、国際教育担当教諭、養護教諭、管理職等、全校体制で協力して支援します。学校ボランティアや地域のNPOに支援を求めることも有効です。特に母国語が話せる人による支援は、児童・生徒や保護者にとって心強いものです。地域にそのような人材がいたら積極的に活用しましょう。

☆クラスの児童・生徒への紹介

- 教室で、クラスの児童・生徒に紹介します。日本語もしくは母語による挨拶・自己紹介、担任からの紹介など、当該児童・生徒の状況に応じて行います。
- 名前は板書し、呼び方をクラスの児童・生徒に示します。早くクラスに馴染めるよう、あらかじめクラスの児童・生徒に、母語の簡単な挨拶や単語を覚えておくなどの方法も考えられます。

☆はじめての給食

- 給食当番、準備・片付け、箸の使用、食前食後のあいさつ、白衣を洗ってアイロンをかけてくることなど、知らないことがほとんどです。丁寧に少しずつ教えていきます。
- 日本の味付けに慣れず、食べられないこともあります。無理強いをせず、時間をかけて対応します。
- 宗教上の制約やアレルギーなどへの配慮から、お弁当を持たせるなどの配慮が必要となることもあります。保護者とよく相談して柔軟に対応してください。保護者が用意した弁当の中身が、日本人には馴染みのないものの場合もあります。その様な時は、教職員によるフォローが必要です。

☆掃除？？

- 外国から来た児童・生徒にとって、集団での掃除は初体験かもしれません。何をしたらよいのか、そもそもどうして掃除するのかも分かりません。その意義や方法、楽しさなどを、少しずつ教えていきます。また、掃除すること自体に抵抗がある場合もあります。少しずつ馴染めるよう配慮が必要です。

8 「ともに生きる」学級づくり

☆児童・生徒の適応状況（時期）にあった指導

学級への慣れや日本語の習得状況によって、級友との人間関係や、授業態度などにも変化が見られるようになります。また、クラスの児童・生徒も月日が経つにつれ、当該児童・生徒に対する意識・態度も変わってきます。見通しをもち、時期に合った適切な指導が求められます。

来日して間もない児童・生徒の、学級での受入れ状況の変化の一例

I 出会いの時期

自己表出が困難で、不安と期待が入り混じっている時期

⇒ 学級内の温かな雰囲気づくり

転・編入当初は、クラスの児童・生徒の関心も高く、たくさん話しかけられたり、親切にされたりすることが比較的多くみられます。

II 試行の時期

学級での居場所を見つけようとする時期

⇒ 学級での人間関係についてのきめ細かな配慮

一定の時間が経過すると、次第に当初のような関わりは減ってくる傾向にあります。孤立していないかという配慮も必要です。

III 調和の時期

学級との調和が求められ、とまどいも生じる時期

⇒ 個性を認め合う、受容的な学級づくり

徐々に自分を表現できるようになると、友人と分かり合い、助け合うことができるようになる一方、文化や価値観の違いから、友人とトラブルが生じやすくなります。言語で上手に思いを伝えることができないために一人で抱え込んでいる、また、無理に笑顔を作り、関係を維持しようとしている可能性もあります。楽観視せず、常に気を配ることが大切です。

IV 成長の時期

学級みんなと相互理解ができ、学級の一員として活動できる時期

⇒ 相互理解を深め、「ともに生きる」学級へ

9 学校生活の中で、配慮すべきことは？

☆児童・生徒の困難さに思いを寄せましょう

- できるだけコミュニケーションを図るようにしましょう。母語協力者の協力が得られるのなら、最大限活用しますが、普段は「やさしい日本語」で話しかけます。
- ほんの少しでも、教師が母語（あいさつ、ほめ言葉、相談にのるよ、等）を覚えて、話しかけることができれば、本人にとっては、大変心強く、またとても嬉しいことです。
- 思いを上手に伝えられないことがストレスとなり、時に暴力的な表現になってしまうこともあります。なぜ、そのような行動にいたったのか、まず、その背景や困難さを理解することが大切です。その後、適切な指導・支援を行います。

☆笑顔で過ごしているからといって、本当に大丈夫??

- 「笑顔で過ごしているから大丈夫だろう」と楽観視せず、常に困っていることはないか、気を配るようにしましょう。「困ったことがあったらいつでも声をかけてください」と言っても、困っていること、分からないこと、不安なこと、嫌なこと、嬉しいこと、悲しいことなど、様々な気持ちを上手に伝えることがなかなかできないことが多いです。
- 日本の学校という一つの共同体の中では、自分だけが、いつも相談したり、質問したりすることに、次第に遠慮する気持ちも生まれがちです。

☆みんなと同じ行動がとれるようになったら、大丈夫なの??

- クラスの児童・生徒が行動する時に同じように行動できているからといって、理解して行動できているとは限りません。どうしていいか分からず、ただ見様見真似で行動していることも多くあります。最初のうちは模倣も大切ですが、本人との対話を通じて、丁寧に説明し、行動の意味を自分で理解して生活できるように支援する必要があります。

☆日本での生活と必要な言語を知る機会が不足しています！

- 「桜が咲く季節」「海水浴」「雪だるま」などは、日本人の児童・生徒なら誰でも知っているという前提で、授業の中で自然に比喻として使用されがちです。しかし外国につながるの児童・生徒にとっては、日本の社会で常識とされているようなことや日本の文化について知識が不足しているために、その意味が分からず、困惑することがあります。また、例えば「ごぼう」「れんこん」など、家庭で食べる機会が少ない食材名も、馴染みがないため知らないことがよくあります。
- 生活用具の名前も、学校で使うものは覚えていても、「家庭にはあるが学校には無いもの」については、母語では名前が分かっても日本語では言えない、ということもよくあることです。

☆来日の背景に配慮した支援を

- 来日の背景は様々です。中には、本人が納得しないまま家庭の事情で日本の学校に通うことになった児童・生徒もいます。母国やその生活への思いや新しい環境への不満が、日本の学校生活や学習への意欲の欠如につながることも多くあります。児童・生徒の背景に配慮し、気持ちに寄り添った対応が必要です。
- 学校生活への不適応、学習の困難さ、ストレス、意欲の欠如、いじめ等の理由により、不登校につながることもあります。学校全体で対応するとともに、保護者との連携が大切です。

Ⅲ 日本語指導と教科指導

10 日本語指導を行う上で、知っておきたい知識

☆第二言語としての日本語（JSL）

- 外国につながるのある児童・生徒の多くは、家庭内では母語※で生活しています。その場合、母語が第一言語（First Language）となります。しかし彼らは、学校では日本語で生活しています。彼らにとって日本語は「外国語」ではなく、生活のための第二の言語なのです。このような捉え方をJSL（Japanese as a Second Language）と呼んでいます。

※母語＝その人が、幼少期から自然に習得した言語。

母国語（母国の言語）と違う言語の場合もあり得ます。

☆生活言語能力と学習言語能力

- 一般に日常生活の中で頻繁に使われる言語は「生活言語」、学習の中で使用される言語は「学習言語」と呼ばれており、それらを使いこなす能力はそれぞれ「生活言語能力」「学習言語能力」と呼ばれています。前者は1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力で、後者は教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力です。

☆思考の核となる言語は、母語？ それとも日本語？

- 抽象的な思考が可能となるためには、年齢相応の言語能力（生活言語能力＋学習言語能力）が必要ですが、児童・生徒の状況によって、その言語能力が母語であったり、日本語であったりします。
- 例えば、小学校高学年まで母語で過ごした上で来日した児童・生徒は、母語で培った考える力、分析する力、言葉の概念に関する知識を利用して、第二言語としての日本語を習得していきます。
- 一方、小学校低学年で母語の力自体が十分育っていない時期に来日したような場合は、簡単な日常会話は母語で行えるものの、母語によって抽象概念を理解したり、一般化して物事を表現したりする言語能力は身につけていません。
- 母語が据え置かれた状態で新たな第二言語の生活言語能力の習得のみに時間を費やしてしまうと、母語と第二言語のどちらも核としない中途半端な状態となり、思考する力が未発達になってしまうことがあります。この状態は「ダブルリミテッド／一時的セミリンガル現象」と呼ばれています。
- この場合、家庭内で母語を使用することが多いため、来日後も母語の習得を意図的に促進させることとともに、日本語の教育を体系的、意図的に行っていくことの両方が必要となることが多いです。
- このように、その児童・生徒の母語の習得状況、家庭内での使用状況等を踏まえて、核となる言語を意識して指導することが重要になります。

☆母語を保持することの大切さ（親子のコミュニケーションと母文化）

- 母語の力を保つことは、核となる言語に関すること以外にも、大きな意義があります。
- 外国につながるのある児童・生徒の保護者が日本語をあまり得意としない場合、児童・生徒に対して母語で話すことが多くなります。一方、学校で体系的に日本語を習得していく児童・生徒が、日本語を核とするようになると、親子のコミュニケーションに支障がでてくる場合があります。家庭の事情により、親の母語でも日本語でも、どちらでもよいので、親子でコミュニケーションをとれるようにすることが大切です。
- 母語はその国の文化に根ざしています。母語の力を保つことが、自らのアイデンティティの拠り所につながることも多くありますので、日本語の指導と併せて、母語への配慮も大変重要です。

11 日本語指導はいつ、どこで、誰が、どうやって行うの？

☆日本語指導は、いつ、どこで？（日本語指導の基本的な考え方）

○学校内外の生活場面全てが学びの場です。学ぶことの楽しさを実感させながら、スパイラル的に学習を進めていきます。特に在籍学級での学習や日々の生活に関連付けることが効果的です。

☆誰が？

大切なことは、学校全体（チーム）で行うことです！

○基本的には、児童・生徒の日常生活すべてが、日本語を習得する場になるので、全教職員が児童・生徒にとって負担のないよう配慮しながら、学校生活全体の中で教えていきます。

○当然、特別な日本語指導も必要ですので、次のような点に留意しながら、全校体制で支援します。

■国際教室が設置されている場合

○主に国際教室の担当教員が日本語指導を行います。学級担任、教科担任との連携も大切です。校内でコーディネーターを決め、連携を図れるようにします。

○児童・生徒が学習した日本語を、学級担任や教科担任が意図的に使用する場を作ることで、その習得が早まります。

○同じ内容の日本語でも、表現が異なれば日本語が分からない児童・生徒にとっては、別の言葉として捉えてしまいます。できるだけ職員間で共通の表現の言葉を使うように連携を取ります。

○国際教室の担当教員と学級担任との情報の共有のために、その日の学習内容を記録した連絡ファイルやノートを交換するなどの工夫が効果的です。

■国際教室が設置されていない場合

○国際教室が設置されている学校と比べ、学級担任の負担が重くなりがちです。しかし、学級担任一人で対応することは困難ですし、決して望ましいことではありません。

○このような場合こそ管理職のリーダーシップのもと、学校全体で取り組む体制を構築します。全教職員で協力して指導にあたります。

○また、コーディネーターを配置し、学級担任、教科担任との連携を図れるようにします。

■教育委員会から日本語指導員や母語協力者が派遣される場合

○指導員や協力者の派遣日数は限られており、この場合も学校全体として支援する体制は必須です。

○また、指導員や協力者と国際教室の担当教員や学級担任との情報共有は欠かせません。

■地域のボランティアやNPO等との連携

○職員だけでは支援が不足しがちです。積極的にボランティアや地域のNPO等に支援を求めましょう。

地域の日本語教室を紹介するなど、地域の教育的資源を活用することも有効な方法の一つです。

☆どのように？

○児童・生徒の滞在期間や日本語の習得状況、生活への適応状況などを考慮し、段階を設けて学習内容を決定することが必要です。

〔参考〕「外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）」

（文部科学省）より

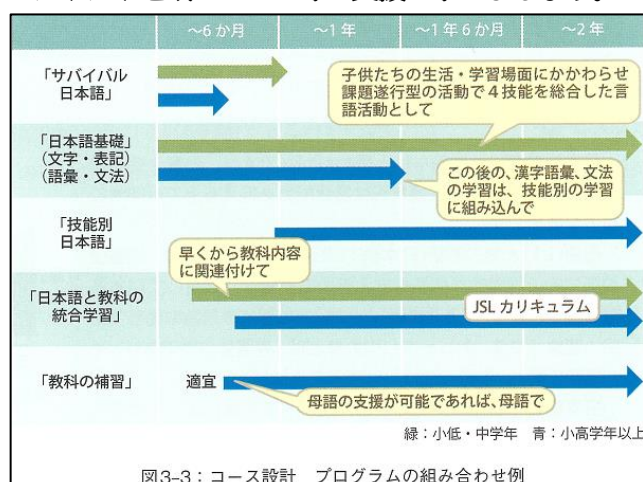


図3-3：コース設計 プログラムの組み合わせ例

12 日本語指導のプログラム（文部科学省）

ここでは「来日直後」、「日常会話ができるまで」、「在籍学級の授業に参加できるまで」などの段階を設けた、基本的な指導内容・指導方法を「プログラム」として紹介します。実施に当たっては、これらを参考にし、担当する児童・生徒に合わせて計画を立て、工夫して指導を行ってください。

①「サバイバル日本語」プログラム

来日直後の児童生徒は、言語はもちろん文化・習慣の違いから生活のあらゆる場面で、困難に直面します。日本の学校生活や社会生活について必要な知識、そこで日本語を使って行動する力を付けることが目的のプログラムです。挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現を学習することが主な活動になります。



②「日本語基礎」プログラム

文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能を学ぶためのプログラムです。日々の生活で浴びせられている日本語について、整理し、規則を学び、自分でも使えるようにするための学習をします。日本語の知識・技能の獲得を目的の中心としつつ、学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力として日本語の力を位置付けて計画しましょう。

基本的に、(A) 発音の指導、(B) 文字・表記の指導、(C) 語彙の指導、(D) 文型の指導の4つがあります。



③「技能別日本語」プログラム

「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習です。小学校高学年以上、特に中学生には、有効なプログラムだと言えます。また、読解・作文の学習で、目的に応じて読み書きの力を計画的に高めることは教科学習にとっても有益だと考えられます。



④「日本語と教科の統合学習」プログラム

学校では、日本語指導の必要な児童・生徒は、学習参加のための日本語の力が十分に高まる前から、在籍学級においては教科の授業を受けることになります。そこで、日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを、一つのカリキュラムとして構成するというアイデアが出てきました。それが、「日本語と教科の統合学習」です。児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせる授業で学ばせます。文部科学省はそのためのカリキュラムとして、「JSLカリキュラム」を開発しています。



⑤「教科の補習」プログラム

在籍学級で学習している教科内容を、別室等での個別指導により予習的または復習的に学んだり、担当教員や日本語指導協力者・支援者の補助受けながら学んだりする学習です。児童・生徒の母語がしっかりしていて、支援者や教員が児童・生徒の母語ができる場合は、母語で補助しながら進めることが有効です。

【出典】「外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）」（文部科学省、p.27）

13 日本語の理解の目安は？

☆JSL評価参照枠ステージ

○児童・生徒に日本語の指導を進める上で、どの程度日本語を理解しているかを常に把握しながら指導する必要があります。ここでは文部科学省「JSL評価参照枠ステージ」の一部を紹介します。

JSL評価参照枠＜全体＞

ステージ	学齢期の子ども在籍学級参加との関係	支援の段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる	支援付き 自律学習 段階
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる	
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる	
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる	個別学習 支援段階
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む	
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる	初期支援 段階

「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（DLA）」（文部科学省）より

☆外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（DLA）

○文部科学省が開発した「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（DLA）」も、有効な日本語能力測定方法の一つです。必要に応じて活用を図ってください。

◆外国人児童生徒の総合的な学習支援事業◆

**外国人児童生徒のための
JSL対話型アセスメント**

ディー エル エー

DLA
Dialogic Language Assessment
for Japanese as a Second Language



文部科学省初等中等教育局国際教育課

聴くまえに....

① テーマの紹介と確認：これからすることを児童のやる気が増すように楽しく説明する。
☞ これから「ごみのゆくえ」のビデオを見ます。「ごみの行方」ってわかりますか。

② キーワードの確認：必要があったら、視覚補助教材を示して、キーワードを確認する。
☞ これは「ごみのゆくえ」の絵です。この絵を見てください。
 ・例えば、赤のような応答をする。「これはごみです。どんなごみですか」「これは生ごみ、古新聞...ですね。」「生ごみは燃やしますか。」「...」「生ごみはどこへ行きますか。生ごみの行方がわかりますか。」「そうですね。ごみ処理センターへ行きますね。」「...」

③ 興味・関心：テーマについて知っていることを確認し、興味・関心を高める。
☞ ごみについて勉強したことがありますか。面白かったですか。
 ・話が広がらないように注意する。

聴きましょう....

① 聴解用DVDを聴かせる
☞ では、これからビデオを見ましょう。先生がごみの話をしています。ごみ収集車の人はいくら話を聞きますか。家から出るゴミにはどんなゴミがありますか。先生のお話をよく聴いてください。後で、質問しますよ。
 ・聴解用DVD視聴中に分からない言葉があったら、後で質問するように指示する。
☞ わからない言葉があったら、後で聴いてください。では、始めます。
 ・DVDが終わったら、声をかける。
☞ ビデオはこれで終わりです。よく聴きましたね。

聴いたあとで....

① 話の大意再生：DVDを聴いて、子どもが話の内容を再生する。
☞ さあ、先生はどんなお話をしましたか。話してください。

14 教科指導にも多くの配慮が必要です！

☆教科と日本語を同時に学習する「JSLカリキュラム」の考え方

- 日本語指導が必要な児童・生徒に対し、まず日本語指導を優先させ、その上で教科指導を進めようとするという考え方があります。しかし、日本語指導が必要な児童・生徒が別室で日本語指導を行っている間、クラスの児童・生徒は教室で教科の学習を進めています。そのため、教科の学習が遅れてしまい、日本語のスキルが上達しても、学習内容と学習言語の習得に追いつくことが難しくなります。
- そこで考案されたカリキュラムが「JSLカリキュラム（日本語と教科の統合学習）」です。これは、日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを、1つのカリキュラムとして構成するものです。
- 教科指導の中で日本語の支援も行い、日本語で学ぶ力、日本語で学習活動に参加する力を育てます。

【JSLカリキュラムの特徴】

- ①個々の児童生徒の実態に応じた個別のカリキュラムの作成を前提とする。
- ②日本語を教科学習の場面から切り離さずに学習する場面を作る。
- ③具体物や直接体験により学びを支える。
- ④対象児童生徒の学習参加を支援するために日本語表現を調整し、明確化する。
その表現は固定化したものではなく、対象児童生徒の実態に応じて決定する。

「外国人児童生徒受入れの手引き」（改訂版）（文部科学省）より

- この考え方を発展させれば、外国につながる児童・生徒に対する学習カリキュラムにとどまらず、全ての児童・生徒にとって理解しやすい授業にもつながります。

☆分からないのは教科？それとも、日本語？

- 一般に「生活言語」は1～2年で習得できるといわれていますが、「学習言語」の習得は5～7年かかると言われています。日常会話はある程度出来るようになって、学習に使用される言葉がなかなか理解できず、多くの児童・生徒が困難に直面しています。
- 例えば「くるま」「むし」は知っていても「自動車」「昆虫」に結び付かない児童・生徒がいます。当然知っている、と思われる言葉を実は知らない、ということが多いのです。
- 外国につながる児童・生徒が各教科の学習内容を十分に習得できない原因を、教科で求められる資質・能力の不足という視点だけで捉えず「学習言語」の習得の面でつまづいているのではないかと、という視点からも分析して指導することが必要です。
- あらかじめ授業で使用する言葉に配慮するとともに、授業中の児童・生徒の様子を丁寧に観察し、必要に応じて確認するなど、きめ細やかな対応が必要です。



「あるあるマンガでよむ」

外国につながる生徒の高校進学サポートガイド

～困ったときの10のヒント～

（公益財団法人 かながわ国際交流振興団 発）

☆評価は？…大切なことは、児童・生徒の学びを保障し、支援すること

- 各教科の評価については、日本語の理解が不十分であるということを考慮し、教科で求められる資質・能力の習得状況を丁寧にみとる必要があります。
- 授業で使用するプリントやテスト用紙にルビを振るなどの配慮によって、多少の障壁を取り除くことができますが、必要に応じて、辞書（電子辞書）やICT機器の活用も図る必要があります。
- 記述式のペーパーテストでは、日本語による回答や説明が難しいことも考えられます。また、授業中の学習の様子の観察からも、日本語の活用の困難さから他の児童・生徒と同じような反応を見取することは難しいかもしれません。
- 大切なことは、児童・生徒の学びを保障し支援することです。個に応じた柔軟な対応が求められます。

IV 家庭との連携

15 保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫

☆保護者向けの文書について、配慮したいこと

○学校から大量に配付されるお便りは、日本語が分からない保護者にとっては、どれも意味が分からず、何が重要な情報なのか判断できません。それが続くと、やがて学校のお便りを全く見なくなってしまう保護者もいます。そこで、次のような工夫が考えられます。

☆配付物を重要度に応じて選別

特に重要な配付物には、シールを張ったり、スタンプ（例えば“important”など）を押したりするなど、保護者に多くの配付物でも特に大切な配付物が分かるようにします。また、児童・生徒にも、必ず保護者に見せるように伝えます。

☆文章の中での重要事項を強調

可能ならば、必要な情報だけを伝えられるよう時候の挨拶など、必要のない情報を省きましょう。もし、そのままのお便り等を渡す場合は、日時など、最も大切な部分に赤で下線を引く、丸で囲むなどをすると、保護者の理解を助けることになります。

☆ローマ字やルビ、ひらがなの活用

簡単な日本語をローマ字で書いたり、ひらがなで書いたりして要件を伝えることもあります。例えば、下のように、簡単な単語を並べる方が、理解しやすい場合もあります。

（例）「明日は弁当の準備が必要です。」 → 「あした べんとう いる」

○紙で配付されたお便りを読むことが苦手でも、電子メールならこまめにチェックできるという外国籍の保護者もいます。学校で対応が可能であれば、検討してみることも考えられます。

☆学校通知文の多言語翻訳版の活用も有効です。

○各市町村教育委員会が作成した学校通知文の多言語翻訳版があれば、積極的に活用しましょう。

○インターネットでダウンロードできる資料もあります。書式は異なるかもしれませんが、参考として活用できる場合があります。

◆帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」（文部科学省）

◆「ようこそ横浜へ」Ⅱ学校通知文・用語対訳集（横浜市教育委員会）

☆電話での会話は、必要最小限、かつ、シンプルに！

○文書や直接の対話に比べ、電話のコミュニケーションでは、正確に内容を伝えることが難しいことが考えられます。伝えた内容に対し、保護者が理解したつもりで「はい」「分かりました」と答えたとしても、正確に伝わっているとは限りません。

○あれもこれもと全てを伝えようとせず、伝えるべき必要最低限の内容を精選し、保護者が日本語を理解できるようであれば「やさしい日本語」で、ゆっくり、はっきり、シンプルに伝えましょう。

V 異文化の理解と尊重 ～共生社会を目指して～

17 外国につながるのある児童・生徒が抱える悩み

☆一人ひとり、帰国・来日の背景も、学習経験も異なる

- 両親とともに来日する家庭ばかりではありません。保護者だけが、先に来日し、後から児童・生徒が来日するケースや、親族を頼って来日するケース、母国にいる親や兄弟と離れて暮らすケース、保護者の再婚により新しい生活が始まるケースなど、来日・滞在に関わる家庭環境は様々です。
- 帰国・来日前の就学、学習経験については、国や地域により学校教育の在り方、学校文化は異なり、また、児童・生徒によっては何らかの理由で就学経験がなかったり、学校への就学が限られた時間、期間であったりすることも見受けられます。
- 永住を念頭においている場合、日本語の習得や学力形成は、児童・生徒の将来に大きな影響を与えます。母国への帰国が前提の場合とは、日本語学習や日本文化理解の切実さも異なってきます。

☆日本生まれ、日本育ちの児童・生徒に対して見落としがちなこと

- 日本生まれ、日本育ちの外国につながるのある児童・生徒は、日本での生活のみの経験者であり、一見すると日本語や日本の文化に適応できているように見えます。しかし、生活の中で日本語に接する機会が限られ、日本語を習得する場が家庭や近隣での生活にない場合には、学習内容を理解するための日本語の力が培われていないこともあり、実は配慮を必要とする場合も多くあります。

☆アイデンティティと自己肯定感

- 外国につながるのある児童・生徒にとって、自分がどのような文化的背景をもち、どんな集団に所属する人間なのかという文化的アイデンティティを形成することは大きな課題です。
- 外国につながるのある児童・生徒が、自分の母語や母国の文化について学んだり、それをみんなの前で発表したりする活動は、アイデンティティの形成や自己肯定感を高めることにつながります。また、それに触れる日本の児童・生徒にとっても、異文化理解、相互理解の良い機会となります。

📌チェック

ただし、外国につながるのある児童・生徒の中にはそのような取組を嫌がる児童・生徒もいるということに留意する必要があります。例えば、日本生まれ、もしくは幼少期に来日した児童・生徒で母国についての記憶がほとんどない場合、自分にとっては日本が母国であると考えており、知らない国を自分の国として紹介することに抵抗があるということがあります。また、日本での生活が長い場合、自分だけみんなと違うということを強調されたくない、という場合もあります。

☆複数の文化の間に生きる児童・生徒

- 外国につながるのある児童・生徒は、家庭内では母語・母文化の中で、家庭外では日本語・日本文化の中で暮らしています。多様な文化の間で生きる中で、自己のアイデンティティについて悩み、模索するケースもあります。大切なことは、そういう背景を抱えている児童・生徒の気持ちに寄り添い、本人が、自分らしく生きていけるよう支援することです。

〔参考〕平成30年度帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会

講義「ともに生きる」視点から考える一外国につながるのある児童・生徒の支援一」

講師：清水 睦美・日本女子大学(当時) 講義資料

18 外国につながりがあることの「強み」と「可能性」

☆外国につながりがあることの「強み」と「可能性」に注目

「日本語をみんなと同じように話せない」「分からないことばかり」——日本の生活の中で、たくさんの困難がある外国につながりがある児童・生徒は、ともすれば、自分に自信が持てず、自己肯定感も低くなりがちです。これを踏まえ、外国につながりがあるからこそその「強み」や「可能性」について、本人にも、保護者にも、クラスの児童・生徒にも伝えていくことが大切です。

例えば、以下のような視点から当該の児童・生徒を捉え直してみると、その子のもつ「強み」や「可能性」が見えてくることでしょう。

- 複数の国の文化を背景として持っていることで、両方の文化を橋渡しするような立場になれるかもしれません。
- 母語の力を維持することができればバイリンガルとなり、さらには第2言語を習得した経験・スキルを活かし、その他の言語も習得することでマルチリンガルとなるかもしれません。
- 異文化に順応することは容易なことではありません。外国につながりがある児童・生徒は、たくさんの困難を乗り越え、異文化に順応しています。その経験により、他の様々な文化に接する際にも、高い順応性を発揮するかもしれません。
- 複数の文化的な背景の中で過ごす経験により、より広い視野を獲得していたり、受容性や柔軟性に富んだ価値観が身に付いていたりするかもしれません。
- 外国につながりがある児童・生徒は、言葉が通じず、文化も異なるという困難な状況に置かれながらも、それらに対応し、乗り越えようとしています。そうした経験は、今後出会う数々の困難に対応する際の原動力になるかもしれません。
- 多様な価値観の中を渡り歩いた経験に下支えされた上記のような「強み」や「可能性」は、ますますグローバル化が進む社会でのキャリア形成において、大きなアピールポイントになり得ます。

〔参考〕平成30年度帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会
講義「グローバル社会を生きる移民の子どもと教育：エンパワメントを目指して」
講師：徳永 智子・群馬県立女子大学（当時） 講義資料

ただし、このことは「外国につながりがある児童・生徒を殊更に特別視すべき」という意味ではなく、全ての児童・生徒にそれぞれの「強み」や「可能性」があるということの再確認に過ぎません。

周囲から特別視されることに抵抗感を抱く児童・生徒も少なくありませんので、本人の意志を最大限尊重しながら、本人の成長を支援するという姿勢を忘れないようにしましょう。

19 異文化・他者を尊重し、「ともに生きる」社会へ

☆文化を尊重し、受け入れるのは、お互い様

- 外国につながるのある児童・生徒は、日本の文化を学び、受け入れようと努力しています。
- 一方、彼らの背景にはそれぞれの文化があります。日本の学校の教職員やクラスの児童・生徒が、その文化を少しでも理解し、受け入れようとする姿勢をもつことが、外国につながるのある児童・生徒が安心して生活することにつながります。

☆学校の文化も、国によって異なる

〔参考〕◎『諸外国の学校情報』（外務省ホームページ）

- 各国における学校文化も異なります。外国から来た児童・生徒は、母国の学校での行動様式が当然と思い、日本の学校文化と異なる動きをするかも知れません。その違いを教職員やクラスの児童・生徒が理解することで、誤解や偏見を防ぎ、適切な指導・支援につなげることができます。

☆可能な限り、相手の文化を受け入れる姿勢を

- 日本の学校生活は、日本の伝統的な文化的背景を中心に形作られ、みんなで同じ行動をとることが多くあります。また、それぞれの学校によって「きまり」もつくられています。
- 外国につながるのある児童・生徒や保護者が、自身の文化に基づく行動をとりたいと学校に伝えてきた場合、多様性を認め、人権に配慮するという観点からも、可能な限り受け入れるという姿勢が基本です。
- しかし、実際に学校での対応が難しい場合には、本人・保護者とよく相談し、どこまで学校として対応が可能か、丁寧に話し合い、確認していく必要があります。

☆日本の児童・生徒にとっての異文化理解

- 集団での生活を大切にする日本の児童・生徒の中には、なぜ外国につながるのある児童・生徒だけに特別な対応が認められるのか、疑問に思ったり不満に思ったりすることもあります。日本の児童・生徒が、異文化を尊重し受け入れられるようになるために、次のような事を教えていく必要があります。

- ・ 自分たちの文化とは異なる文化が存在することを理解すること
- ・ あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、持続可能な社会の創り手として、多様な人々と協働していくことが求められること

- 文化を一面的に捉え「○○国人は△△である」といった先入観や固定観念によるの外国人像を作ってしまうような留意することが大切です。日本人であれ、外国人であれ、人はそれぞれ異なる個性や価値観をもっている、ということをあわせて教えていく必要があります。
- 外国の文化や価値観に触れることで、児童・生徒は多様性を学ぶ機会を得ますが、そのことが、実は、身近にいる日本人の友達も、それぞれ自分と異なる価値観を有していること、そして、それらを尊重していくことが大切であるということに気付くきっかけともなります。

☆「ともに生きる」社会の担い手として

- 日本社会の中で、外国につながるのある児童・生徒はマイノリティの立場になることもあります。あらゆる他者が価値のある存在として尊重され、「ともに生きる」社会とはどんな社会か、全ての児童・生徒と一緒に考えていくことが必要です。また、これからの社会の担い手として生きていく児童・生徒に、どのような資質・能力を身につけてほしいのか、学校として考えていくことが重要です。
- 外国につながるのある児童・生徒だけでなく、学級の誰もが個性を尊重され、多様性が当たり前に入られる学級づくり、学校づくりが、全ての学校に広まることは意義のあることだと考えます。

VI キャリア教育、進学・進路について

20 社会の中で自分らしく生きていくために

☆外国につながるの児童・生徒へのキャリア教育の重要性

- 外国につながるの児童・生徒の中には、日本の学校生活に適応し、学習を理解するために、たくさんの努力をしなければならぬ児童・生徒もいます。ともすれば、学校生活に注ぐエネルギーの大きさから、将来の自分のキャリアについて、思いを巡らす余裕がない場合があります。また、日本の社会の仕組みや職業、日本の社会での生き方のモデルに触れる機会が少ないため、展望がもてず、日本の社会で自分が自分らしく生きていけるのか、不安に思っているかもしれません。
- 学校生活の支援とともに、将来の自分のキャリアを展望できるような指導・支援が必要です。その際には、外国につながるの児童・生徒の「強み」や「可能性」について考慮して指導するようにしましょう。（p.20 参照）

☆日本の教育制度（高校・大学等）は、よく分からない??

- 中学2年生の半ばからは進路面談が始まり、中学校卒業後の具体的な進路について、何度も相談を重ねていきます。しかし、外国につながるの保護者や児童・生徒にとって、分かりづらいこともたくさんあります。実際に高校や大学に進学をする段階になって、経済的な準備をしてこなかったという例もあります。
- 短期的な展望だけでなく、長期的な展望もできるような支援が必要です。外国につながるの児童・生徒も保護者も、情報が不足しがちです。できれば、早い段階で、保護者に日本の教育制度等について知らせていくことが大切です。

- ◇どうやって学校を選んだらいいの?
- ◇入学のためにどんな準備をしたらいいの?
- ◇どんな入試があるの?
- ◇どのくらいお金がかかるの?
- ◇併願って何?

☆外部団体による進路サポート

- 外国につながるの児童・生徒へのキャリア支援について、次のような取組や資料を活用できます。

外国につながる中学・高校生・若者のための「教育フェア」

- 【内 容】高校・大学進学ガイダンス、キャリアガイダンス
外国につながる先輩の体験談&交流
大学・専門学校ブースでの個別相談
同時通訳付
- 【開 催】年1回 横浜
- 【主 催】NPO法人ABCジャパン



21 中学卒業後の具体的な進路について

☆県内公立高校への進学について

- 県内の公立高校への進学については、「公立高校入学のためのガイドブック」が活用できます。高校の種類、受検に必要な手続き、入学後に必要なこと等が分かりやすく説明してあります。
- 10 カ国語に翻訳されていますので、それぞれの学校で中学3年生用に必要な言語の部数を、市町村教育委員会に申請すれば、入手することができます。
- できれば中学1・2年生のうちから、情報として伝えておきたいものです。その場合は、県教育委員会のホームページに掲載されているPDFをダウンロードして、個人面談等で説明に利用してください。

☆『在県外国人等特別募集』等について

- 神奈川県では、公立高校の入学に際し、『在県外国人等特別募集』や『海外帰国生徒特別募集』などの特別募集を実施しています。
- これらの特別募集の志願資格については、入国後の在留期間や国籍（取得時期）等の要件があります。
- また、来日時期等により、ルビ付きの問題や時間の延長などの「特別な受検方法」での受験を申請できる場合があります。正確な情報を確認し、進路指導を行うようにしてください。

2025

学校

名前

神奈川県教育委員会

わんにょうがくきぼうしやう
2025年度入学希望者用

For 2025 Enrollment Use

Information for Nonnative Speakers of Japanese who are Residing in Kanagawa Prefecture

神奈川県「公立高校入学のためのガイドブック」

日本語 + 英語翻訳版 Japanese + English Version

Kanagawa Prefecture
"Public High School Enrollment Guidebook"

このガイドブックは、神奈川県教育委員会が発行する「令和7年度神奈川県公立高等学校入学希望者選考」の募集案内の内容をもとに作成しています。

This guidebook has been prepared based on "Application Guide for Kanagawa Public High School Entrance Examination for school year 2025" issued by Kanagawa Prefectural Board of Education.

神奈川県「公立高校入学希望者の多言語情報」 <https://hguide.m-net.or.jp/>

Multi-language Information on Kanagawa Public High School Entrance Examination

高校進学ガイダンスの申し込み <https://hguide.m-net.or.jp/reservations>

Registration for "High School Admission Guidance"

作成：神奈川県教育委員会認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ (M-net)

Prepared by Kanagawa Prefectural Board of Education and Multicultural Education Network Kanagawa (M-net)

神奈川県の「公立高校入学のためのガイドブック」に詳しいことが書かれています。ただし、必ず、当該年度の資料を確認してください。

☆日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンス

- 母語の通訳者も派遣され、丁寧に説明がなされます。中学3年生だけでなく、下級生のうちから参加しておくともより有効です。学校に通知が来たら、必ず該当する保護者・生徒に伝えましょう。

- 【内 容】高校の種類、入試制度、学費(教育費)、先輩の体験談、個別相談
- 【開 催】9～10月に県内6会場で実施(予定)
- 【主 催】神奈川県教育委員会、認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ

☆就学援助等の支援制度

- 外国につながるのがある児童・生徒の保護者は、どのような支援制度があるのか、利用できるのか等についての理解が難しい場合が多いので、丁寧に説明していく必要があります。

日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンス 2018

主催：神奈川県教育委員会、認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ(以下「M-net」)

① 9月16日(日) 川崎市 国際交流センター

② 9月22日(土) 川崎市 大和市立済美高等学校

③ 9月24日(月・休) 横浜西区 西公園会館

④ 10月6日(月・休) 厚木市 アミューアーズ フォレスト

⑤ 10月13日(土) 平塚市 ひらつか市民活動センター

⑥ 10月14日(日) 相模原市 さがみはら国際交流センター

※ 各会場、入場無料、予約不要、通訳あり(中国語、英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、韓国語、英語、日本語)

※ 各会場、入場無料、予約不要、通訳あり(中国語、英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、韓国語、英語、日本語)

※ 各会場、入場無料、予約不要、通訳あり(中国語、英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、韓国語、英語、日本語)

※ 各会場、入場無料、予約不要、通訳あり(中国語、英語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、韓国語、英語、日本語)

22 就学・受入について（市町村教育委員会・校長向け）

☆受入に際しても、柔軟な対応や配慮が望めます

「児童の権利に関する条約」では「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、（中略）児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」（条約第3条の1）とあります。どのような支援が可能かは、さまざまなケースがあり、個々の対応となります。

〔通学区について〕

○外国籍の児童・生徒の居住地等の通学区内の学校で受入れ態勢が整備されていない場合には、地域の実情に応じ、受入れ体制が整備されている学校への通学を認めることができるとされています。

（平成18年6月22日付け18文科初第368号 初等中等教育局長通知）

〔下学年への入学について〕

○外国籍の児童・生徒の受入に際し、その児童・生徒の状況に応じて、一時的又は正式に年齢相当学年より下級の学年に編入する措置をとることが可能とされています。

（文科省Webサイト 就学事務Q&A 7. 外国から帰国した学齢児童生徒の就学手続について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422243.htm）

ただし、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要です。以下にいくつかの留意点を示します。

【留意点】

- ・日本には、いわゆる「飛び級制度」はないので、正式に下学年に編入すると、その後も義務教育課程修了まで一年遅れのままとなる。
- ・日本において、スポーツの試合や大会などで年齢制限に引っかかる場合がある。
- ・高校入試の際に、私立高校の受験に制約が出る場合がある。
- ・県立高等学校「在県外国人等特別募集」の志願資格のうち、日本の滞在年数の上限に影響する場合がある。
- ・「年齢相当の学年に編入させつつ、暫定的に下学年で学習させる」という方法もあるが、この場合、指導要録上は学齢相当学年に編入したものとしておく必要がある。

〔進級や卒業時の補充指導と進級や卒業の留保について〕※

○保護者等から、進級時に補充指導等の要望があった場合には、柔軟に対応していきましょう。また、保護者等から、進級や卒業に関して相談があった場合も、適切に対応する必要があります。

〔義務教育期間が9年未満の国の児童・生徒が、就学を希望した場合〕※

○9年間の義務教育を修了していない学齢期の児童・生徒の場合、本人が希望すれば年齢相当の学年への編入学が可能とされています。

〔学齢超過者が、就学機会の提供を希望する場合〕※

○義務教育を修了しないまま学齢を経過した人については、各市町村教育委員会の判断により、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、市町村立の中学校での受入が可能とされています。

（※ 文科省Webサイト 就学事務Q&A 13. 外国人の子等の就学に関する手続きについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422256.htm）

〔児童・生徒のビザがなくなった場合〕

○オーバーステイなど、ビザが無くなった状態であっても「長期間日本で暮らしている」「日本の学校で教育を受けている」などの事情に考慮して「在留特別許可」により在留が認められることがあります。

Ⅶ 外部の支援を最大限活用しましょう！

23 支援してくれる団体は県内にたくさんあります！

県内には、外国につながるの児童・生徒や保護者の支援に携わっている団体がいくつもあります。それぞれに特色があり、児童・生徒や保護者のみならず、学校にとっても心強いパートナーとなってもらえます。各学校とそれぞれの地域の団体とが日頃から連携を図ることにより、支援を一層充実させることができます。

☆神奈川県教育委員会が連携している団体（令和7年度現在）

◇神奈川県立地球市民かながわプラザ あーすぷらざ

〔所在地〕 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 神奈川県立地球市民かながわプラザ1階 〔TEL〕 045-896-2970
〔WEB〕 https://www.earthplaza.jp/forum/foreign_education/ 〔研修対応〕 講師派遣、企画協力
〔相談対応〕 「外国人教育相談」4つの言語（中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語）と日本語での教育相談
〔資料紹介〕 「外国人サポートコーナー」で関連資料の収集・提供

◇公益財団法人かながわ国際交流財団

〔所在地〕 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階 〔TEL〕 045-620-4466
〔WEB〕 <https://www.kifjp.org/> 〔研修対応〕 講師派遣、企画協力
〔資料〕 「イスラームの子どもたちを理解するために」他、多数（P.29 参照）
〔相談対応〕 ◆日本語での教育相談
◆「多言語支援センターかながわ」11言語（英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語）での電話相談（045-316-2770）

◇認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（ME-net）

〔所在地〕 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 神奈川県立地球市民かながわプラザ NPOなどのための事務室内
〔TEL〕 045-896-0015 〔WEB〕 <https://me-net.or.jp/>
〔研修対応〕 講師派遣、企画協力 〔作成資料〕 「公立高校入学のためのガイドブック」等
〔相談対応〕 「かながわ外国人教育相談」3つの言語（中国語、スペイン語、英語）での教育相談
〔進路ガイダンス（多言語対応）〕 高校進学ガイダンス（県内6か所で開催）、大学等の進路相談会
〔フリースクール〕 たぶんかフリースクールよこはま

◇NPO法人ABCジャパン

〔所在地〕 横浜市鶴見区鶴見中央4-7-15 ラカンパーナ キソヤ302
〔TEL〕 045-550-3455 〔WEB〕 <https://www.abcjapan.org>
〔資料〕 「ようこそ かながわの小（中）学校へ」（小（中）学校用ガイドブック）等
〔進路ガイダンス（多言語対応）〕 教育フェア（高校・大学進学ガイダンス・キャリアガイダンス）
〔フリースクール〕 ABCフリースクール（相談対応）教育相談
〔放課後学習支援〕 つるみ〜によ（小学校内）、スペースAmigo（中高生対象自習室）



多文化学習活動センター（CEMLA）は、高校、大学、NPO 等が協働した「多文化共生学習支援拠点」づくり事業です。中学生・高校生の学習支援をしています。

◇独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）

〔所在地〕 横浜市中区新港2丁目3-1 〔TEL〕 045-663-3251
〔WEB〕 <https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/index.html> 〔研修対応〕 講師派遣、企画協力、出前講座 等
〔資料〕 開発教育・国際理解教育の実践や、より一層の充実を目指す教員向けに教材や11か国の教育制度・学校文化ガイド集 他
日本人の海外移住の歴史および移住者と日系人の現在の様子を海外移住資料館で展示。国際協力や開発教育に関する図書等の貸出

☆保護者に紹介したい国際交流ラウンジ、日本語教室、相談窓口、等

地域には、国際交流ラウンジをはじめ、日本語や母語、教科の学習を支援している教室や相談窓口がたくさんあります。次のサイトを参考に各地域の情報を入手し、必要に応じて保護者に情報提供してください。

- ◆かながわ日本語教室・学習補習教室・母語教室マップ 〔WEB〕 <https://www.kifjp.org/classroom/>
- ◆外国籍住民相談窓口 〔WEB〕 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/cnt/f11914/index.html>

24 インターネットからも多くの参考情報が得られます！

☆受入時に学校・保護者が活用できる情報

【文部科学省】

「外国人児童生徒受入れの手引き」（改訂版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

【横浜市教育委員会】

「ようこそ横浜の学校へ」 I 日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引
III 保護者の方へ ～横浜の学校生活～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/soudan/nihongoshido-tebiki.html>

【大和市教育委員会】

「楽しい学校」 外国人児童生徒保護者のための手引き

（カンボジア語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、英語
韓国・朝鮮語、中国語）

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/47/kokusai_heiwa/gaikokujinnokatahe/2590.html

☆学校からの通知文等

【横浜市教育委員会】

「ようこそ横浜の学校へ」 II 学校通知文・用語対訳集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/soudan/nihongoshido-tebiki.html>

【大和市教育委員会】

「楽しい学校」 外国人児童生徒保護者のための手引き

（カンボジア語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、英語

韓国・朝鮮語、中国語）

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/47/kokusai_heiwa/gaikokujinnokatahe/2590.html

☆日本語支援・教科学習支援について

【文部科学省】

「外国につながるのある児童生徒の学習支援情報検索サイト『かすたねっと』

<https://casta-net.mext.go.jp/>

「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメントDLA

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

「学校教育における JSL カリキュラム（中学校編）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm

【独立行政法人教職員支援機構（NITS）】

オンライン講座 校内研修シリーズ No.36

「外国人児童生徒等に対する日本語指導」

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/036.html>

【川崎市総合教育センター】

算数6ヶ国語対訳集（日本語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、英語）

<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/19,885,66,1,html>

【東京都教育委員会】

「日本語指導ハンドブック その1・その2」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/learning_japanese/guidance_japanese/handbook_1.2

「外国人児童・生徒用日本語指導テキスト『たのしいがっこう』」（24ヶ国語対応）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/learning_japanese/tanoshi_gakko

【大和市教育委員会】

「楽しい学校」 はじめての日本語 / 教科編～教科書によく出てくる漢字や言葉～

（カンボジア語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、韓国・朝鮮語、中国語）

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/47/kokusai_heiwa/gaikokujinnokatahe/2590.html

【埼玉県教育委員会】

「彩と武蔵の学習帳 4ヶ国語対訳付」（ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/ayatomusashi.html>

【豊橋市教育委員会】

「外国人児童生徒教育資料〔指導参考資料集〕」チェックリスト/漢字・算数テスト/通知表翻訳など

<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>

【津市小中学校】

「津市小中学校作成教材」①ひらがな教材 ⇒母語の単語の頭の音がひらがなの音になっている教材
（ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビサヤ語、イロongo語、
ベトナム語、タイ語、インドネシア語、中国語、モンゴル語、英語）

②算数教材 ③社会教材

<http://www5d.biglobe.ne.jp/~jikanwar/nihongokyoza/nihongokyoza2.html>

【東京外国語大学多言語多文化研究センター】

「外国につながる子どもたちのための教材」 算数・漢字

（ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語、タイ語）

<https://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/social.html>

【宇都宮大学 HANDS PROJECT】

「中学教科単語帳」 (中国語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、スペイン語、フィリピン語)

<https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/hands/#publications>

【姫路獨協大学外国語学部】

「外国人生徒のための社会科補助教材」 (日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語)

https://www.himeji-du.ac.jp/faculty/dp_lang/shakaika-aid.html

【(公財)兵庫県国際交流協会】

「学習支援教材」小学生用の漢字の音訓読み熟語集／教科の用語カード (算数、理科、生活科、社会科)

(日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、ベトナム語、韓国・朝鮮語)

<https://www.hyogo-ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/kyozai/gakushu.html>

【JYL プロジェクト】

「こどもの日本語ライブラリ」

<http://www.kodomo-kotoba.info/>

☆異文化理解について

【外務省】

「諸外国・地域の学校情報」

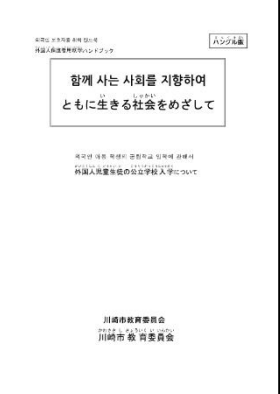
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/

【千葉県教育委員会】

「外国からの子どもたちと共に (母国の教育事情)」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gaikokujin/gakkou-sensei/bokoku.html>

25 参考文献

【文部科学省】	【横浜市教育委員会】	【川崎市教育委員会】
 外国人児童生徒 受入れの手引 改訂版 2019年3月 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課	 ようこそ横浜の学校へ I 日本語指導が必要な 児童生徒受入れの手引 令和元年4月 改訂版 横浜市教育委員会	 外国人保護者・児童・生徒向けの多言語冊子 川崎市教育委員会 外国人保護者・児童・生徒向けの多言語冊子
外国人児童生徒受入れの手引き（改訂版）	ようこそ横浜の学校へ I 日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引（令和7年1月改訂版）	外国人保護者用 就学ハンドブック
【大和市教育委員会】	【公益財団法人 かながわ国際交流財団】	
 Enjoying School 楽しい学校 First Step of Japanese ～はじめてのにほんご～ 平成20年4月 April 2008, Heisei 20 大和市教育委員会 Yamato City Board of Education	 外国につながる子どもの未来を支えるために ～5年後、10年後を見据えて成長を見守るヒント～	 外国人保護者・児童・生徒向けの多言語冊子 （小学校編6言語、中学校編4言語）
楽しい学校 ～はじめてのにほんご～	外国につながる子どもの未来を支えるために	外国人保護者・児童・生徒向け 多言語冊子 （小学校編6言語、中学校編4言語）
【公益財団法人 かながわ国際交流財団】		
 やさしい日本語で コミュニケーション 外国人にわかりやすく情報を伝えるには	 外国につながる子どもが ホットとする授業づくり ～教科書を活用したアイデア集～	 日本生まれの 外国につながる子どもたち ～どうやってサポートすればいいの？～
やさしい日本語で コミュニケーション	外国につながる子どもが ホットとする授業づくり ～教科書を活用したアイデア集～	日本生まれの 外国につながる子どもたち ～どうやってサポートすればいいの？～

【付録】 国の動き

日本語指導が必要な外国人児童生徒数

平成 18 年度 22,413 人⇒令和 5 年度 57,718 人

日本語指導が必要日本国籍の児童生徒数

平成 18 年度 3,868 人⇒令和 5 年度 11,405 人

(文部科学省調査)



○平成 26 年 1 月 14 日「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」通知

外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ

当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、在籍学級以外での指導について
特別の教育課程を編成・実施することが可能になった。

<制度の概要>

①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導

②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒

③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者

④授業時数：年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする

⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導（他校も可）

⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

○平成 29 年 3 月 31 日 小学校・中学校学習指導要領 告示

学習指導要領の総則において、日本語の習得に困難のある児童生徒については

個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと

特に通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、

指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めること



○平成 31 年 3 月 15 日「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」通知

増加する外国人児童生徒の教育のいっそうの充実に向けて

教育委員会に外国人児童生徒の「就学案内等の徹底」「学校への円滑な受入」等を求めた通知です。

同月には「外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】」（文部科学省）が発行された。

○令和元年度「外国人の子供の就学状況等調査」文部科学省

（約 2 万人が就学していない可能性、又は就学状況が確認できていない状況）



○日本語教育の推進に関する法律（令和元年 6 月 28 日公布・施行）

○令和 2 年 7 月 1 日「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について」通知

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項

<主な項目>

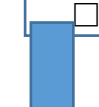
☐就学状況の把握 ☐就学案内等の徹底 ☐出入国記録の確認

☐就学校の決定に伴う柔軟な対応 ☐障害のある外国人の子供の就学先の決定

☐受入れ学年の決定等 ☐学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

☐学齢を経過した外国人への配慮 ☐高等学校等への進学促進

☐外国人関係行政機関・団体等との連携の促進



○令和 6 年 6 月 出入国管理及び難民認定法の改正

今後、更なる在留外国人の増加が予想される状況



ともに生きる社会かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成 28 年 10 月 14 日 神奈川県

神奈川県

神奈川県教育委員会 教育局 支援部 子ども教育支援課



ともに生きる

〒231-8509

横浜市中区日本大通 1

電話 (045) 210-1111 (代表) 内線 8292

令和 7 年 3 月発行